

奈良県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林の所在場所 吉野郡吉野町大字窪垣内五四八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）